



資料編

用語集 86

新水道事業ビジョン検討会議 概要 95

パブリックコメント 概要 96

ア行

アセットマネジメント

中長期的財政収支に基づき、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する実践活動のことです。

一次配水池

浄水場から直接送水される配水池で、各地域に水を配る拠点となる配水池です。

一日最大給水量

年間で最も多く給水した日の給水量のことです。

一日平均給水量

年間の総給水量を年日数で除した水量のことです。

インターネットモニター

市民の方々にインターネットモニターとして登録していただき、パソコン等からインターネットを利用して行うアンケート調査のことです。

応急給水

計画的な断水作業、事故や災害による突発的な断水作業、仕切弁操作に伴う濁水発生時など、緊急の水需要に対応することを目的として臨時に給水するものです。

OJT

「On the Job Training」の略で、職場の上司・先輩が部下や後輩に対し、職務上必要な知識やスキルを修得させるために、実務を通して行う指導・教育訓練のことです。

カ行

外部精度管理

厚生労働省が主催する調査で、水質検査に係る技術水準の把握と向上を目的に実施されています。参加は任意で平成12年から開始(当初は指定検査機関のみ対象)され、平成14年からは水道事業者も参加が可能となったことを受け、企業局は平成15年から毎年参加しています。

外部委託

行政が行っていた水道業務の一部または全部を、外部の企業などに委託することをいいます。

基幹管路

管路の中でも重要度が高く代替機能のない導水管、送水管、配水本管のことです。

拡張事業

給水区域の拡張、給水人口の増加、給水量の増加のいずれかの変更を行う事業のことです。

企業債

地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために、借り入れる地方債のことです。

給水管

配水管から分岐して家庭や建物に水を供給するための管のことです。主に道路や土地の下を通っています。

給水区域

水道事業が事業を展開している区域のことです。

給水収益

水道事業会計における営業収益の1つで、水道料金として収入となる収益のことです。

給水人口

給水区域内に居住しており、水道からの給水を受けている人口のことです。

給水装置

配水管から分岐されて各家庭等に引き込まれる給水管及び給水するための用具のことです。

急速ろ過

原水中の濁質に、薬品(凝集剤)を混ぜて沈でんさせたあとに、砂などのろ材を用いて、沈でんしなかった細かい濁質をろ過する浄水方法のことです。

教育パワーアップ!出前講座

市内の小学校単位でご希望を受けて企業局職員が出向き、水道水がご家庭へ届く仕組みを説明し学んでいただくものです。

橋梁添架管

道路橋に付設する水管橋のことです。水道管単独で橋梁構造を形成する場合は、独立水管橋といます。

行政区域内人口

行政区域内に居住している人口のことです。

業務指標

水道事業の効率や成果を測るための数値のことです。

減価償却費

長期間にわたって使用できる固定資産の取得価額を、定められた耐用年数に応じ分割し、各年度の経費として計上する費用です。

建設改良費

水道施設の建設や改善のために必要な費用のことです。

検定満期

計量法により定められた水道メーターの検定有効期間(8年)のことです。

広域化

給水サービスの高度化やライフラインとしての社会的責務を果たすために必要な財政基盤および技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業等が事業統合を行うこと、または、その目的のために複数事業の管理の全部若しくは一部を一体的に行うことです。

高級鋳鉄管

ダクタイル鋳鉄管を採用する昭和45年頃まで使用していた水道管で、ダクタイル鋳鉄管より管体強度が弱く、耐震性が低いものです。

高効率機器

エネルギー効率を向上させ、二酸化炭素の排出量に加えランニングコストを削減した省エネルギー機器のことです。

サ行

GX形DIP

ダクタイル鋳鉄管は、強度や延性を改良した鋳鉄であるダクタイル鋳鉄を使用した管のことです。GX形は、継手の形式のことであり、優れた耐震性に加えて、施工性向上、外面塗膜による長寿命化を実現する耐震管です。

自助・共助・公助

災害の被害を軽減するための防災上の取組です。「自助」は一人ひとりが自ら取り組むこと、「共助」は地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むこと、「公助」は国や地方自治体などが取り組むことを意味しています。

施設能力

水道施設の設計に基づく最大能力のことです。

指定給水装置工事事業者

水道水の供給を受ける方の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、水道法に定められた全国一律の指定基準のもと、水道事業者が当該給水区域において給水装置工事を適正に施工することができると認め指定した者をいいます。

資本的収支

水道事業の長期的な資産や負債に関する収入と支出のバランスのことです。

収益的収支

水道事業の運営によって得られる収入と支出のバランスのことです。

重要給水施設

救急告示医療機関、透析医療機関および広域避難所のことです。(医療機関29箇所・広域避難所4箇所)

償還金

借り入れた資金に対して返済する金額のことです。

出資金

一般会計や他会計等から繰出された出資のことです。

浄水場

取水した水を飲料に適するように処理する施設のことです。原水の水質によって処理方法が異なりますが、多くは、沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備などで構成されています。本市では、加納、出島、滝畑の3浄水場があります。

浄水池

浄水処理された水を配水池へ送水する前に一時的に蓄える水槽のことです。

水源地

水道水の基となる水を取水する施設です。

水質基準

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準(51項目)が定められています。

水道GLP

水道Good Laboratory Practiceの略称のことです。平成15年7月に水道法の一部が改正され、水質検査機関の指定制度が登録制度に移行し、同法第20条の4で信頼性保証体制の確立が登録の要件とされました。これを受け、公益社団法人日本水道協会によって水道GLPが策定されましたが、水道事業者の水質検査機関にとっても水質検査結果の精度と信頼性を確保する上で有効であると考えられることから、平成16年3月に登録基準が定められ、水質検査機関の登録申請も受け付けることになりました。

送水管

浄水場またはポンプ場から配水池まで水道水を送る管路のことです。

夕行

第1群

精度管理調査の結果が「第1群」、「第2群」、「要改善」あるうち、水質検査精度が最も良好とされる評価のことです。

耐震化

地震が発生しても水道施設の被害を最小限に留め、被害が発生した場合においても早期復旧が行えるように施設を補強・補修または改築することです。

耐震管

地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない離脱防止機能を有する耐震継手のダクタイル鋳鉄管、鋼管(溶接継手)、融着継手の水道配水用ポリエチレン管をいいます。

耐用年数

固定資産が利用に耐える年数のことです。

ダウンサイジング

コストダウンや効率化を図るために、水道施設を適正規模に縮小することをいいます。

DIP耐震管

地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない離脱防止機能を有する耐震継手のダクタイル鋳鉄管のことをいいます。

DIP非耐震管

DIPとはダクタイル鋳鉄管のことで、強度や延性を改良した鋳鉄であるダクタイル鋳鉄を使用した管のことで、その中で耐震性を有しないダクタイル鋳鉄管のことをいいます。

地下水

地表面下にある水のことをいいます。

地方公営企業

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼びます。

貯水槽水道

水道水を一旦受水槽で受けて給水する方式のことです。受水槽に水道水を貯めているため、一度に多量の水が使用可能で、断水や災害時に水を確保できるといったメリットがあります。一方で、受水槽の定期的な点検や清掃などの管理が必要となってきます。

統廃合

維持管理の効率化および更新費用の削減を図るため、水需要が減少している現在において、過大な能力となっている水道施設を統合し、適性規模の施設を残して廃止することです。

独立採算制

水道事業に要する費用(施設の建設や維持管理に必要な費用)を税金ではなく「水道料金でまかなう」という制度のことです。

ナ行

鉛製給水管

鉛製給水管は、鉛で作られている給水管のことで、管内にさびが発生せず、柔軟性に富み、加工・修繕が容易であることから使用されてきました。しかし、腐食による漏水が多いことや、鉛製給水管からの鉛の微量の溶出が問題とされています。

ハ行

配水管

浄化された水を配水池から家庭や施設に送るための管のことです。

配水支管

配水管は配水本管と配水支管に分類され、配水支管は、需要者へ供給の役割を持ち、給水管を分岐することが可能な管です。

配水場

配水池からポンプを使って配水する施設のことです。

配水池

給水エリアの需要に応じて適切に配水を行うために、浄水処理を行った水を一時的に貯留する施設のことで、1日最大給水量の12時間分を標準容量としています。

配水本管

配水池から各家庭に配る管路である配水管のうち、給水管の取出しが行われていない管路のことを指します。

配水量

配水池から家庭や工場などに供給する水量のことです。

普及率

現状における給水人口と給水区域内人口の割合のことです。(水道普及率=総給水人口/総人口)

伏流水

河川水等の地表水が周辺の砂層などの中に浸透して流れる水のことをいいます。

弁栓用ボックス

導・送・配水管に付属する仕切弁、空気弁、消火栓を収納するボックスのことです。

法定耐用年数

地方公営企業法施行規則により定められている、減価償却費を算出するための期間(年数)のことです。

補助金

国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に交付される金銭的給付のことです。

ポリエチレン管

材質がプラスチックの配管で、軽量で柔軟性、耐食性に優れています。

ポンプ設備

地形、構造物の立地または管路の状況などの条件に応じてポンプ圧送方式により水を送る設備のことです。

マ行

膜ろ過

原水をマイクロ単位の小さな孔の開いた膜(フィルター)に通し、小さな不純物まで分離除去する浄水方法のことです。

マッピングシステム

地図上で施設管理情報を、データベース化することで、効率的な施設管理を実施するためのシステムです。

水安全計画

水源から給水栓までの水道システム全体の水質管理を一元的に行い、考えられる危害を分析し、その対策を用意することにより、安全な水道水をより安定して供給するための計画です。

ヤ行

遊休地

水道事業の用に供するため取得したものの、水道施設の再編等に伴い、使用しなくなった土地のことです。

有収水量

料金徴収の対象となった水量及び水道施設破損に伴う損害賠償により収入のあった水量のことです。

有収率

年間配水量に対する年間有収水量の割合を示すもので、水道施設をとおして供給される水量が、どの程度収益につながっているかを表す指標の一つです。

ラ行

リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語で、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予めライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている状態のことです。

留保資金

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のことで、損益ベースでは将来の投資資金として確保され、資金ベースでは資本的収支の不足額における補てん財源として用いられます。

流動負債

短期間内に支払う必要のある負債のことで、一般的には1年以内に返済すべき借金や支払いを指します。

ワ行

和歌山市企業局業務継続計画(水道BCP)

自然災害等の影響によって送給水機能が低下した場合であっても、業務を実施、継続するとともに、被災した機能を早期に復旧させるための計画のことです。

和歌山県水道広域化推進プラン

和歌山県下の水道事業のさらなる経営基盤の強化のため、今後の具体的な推進方針等をまとめた計画のことです。本計画では、市町村と連携を図りつつ、水道事業の広域化を推進します。

新水道事業ビジョン検討会議 概要

「和歌山市水道ビジョン2024」の策定にあたり、広く意見を聴取するため、和歌山市新水道事業ビジョン検討会議を開催しました

開催回	日 程
第1回	令和4年 8月 9日
第2回	令和4年11月18日
第3回	令和5年 3月28日
第4回	令和5年10月31日
第5回	令和5年 1月17日
第6回	令和6年 2月19日

氏 名	所属・役職
座 長 江種 伸之	和歌山大学システム工学部システム工学科 教授
石井 太郎	和歌山市自治会連絡協議会 会長
小川 博嗣	一般社団法人 和歌山市医師会 事務局長
齊藤 仁	和歌山大学 経済学部 経済学科 准教授
谷 奈々	一般財団法人 和歌山社会経済研究所 研究委員
田端 和美	和歌山市生活研究グループ連絡協議会 会長
堀川 政代	JAわかやま女性会 会長
松田 美代子	和歌山商工会議所女性会 会長
宗 眞紀子	和歌山市婦人団体連絡協議会 会長
山野 一弥	公益社団法人 日本水道協会大阪支所 支所長

(座長除き五十音順、敬称略)

パブリックコメント 概要

(1) 案件名

和歌山市水道ビジョン2024(素案)について

(2) 案件の概要

企業局では、水道事業を取り巻く環境の変化や、激甚化する自然災害等、今後の水道事業の課題に対応するため、現在の水道ビジョンの見直しを図ります。

本市の水道が目指す50年後の理想像を見据え、その実現に向けた今後の10年間に実施する施策を示した「和歌山市水道ビジョン2024」の素案に対し、広くご意見を募集するものです。

(3) 意見の募集期間

令和5年12月25日から令和6年1月31日まで

(4) 意見の件数/提出者数

111件/110名

(5) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人又はその他任意団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内に所在する学校に在学する方
- ・その他本案に直接的に利害関係を有すると認められる方

(6) 意見の提出方法

意見書に必要事項を記載し、郵送・ファクス・Eメール・直接持込にて提出

(7) 結果の公表

令和6年3月(市ホームページ)

提出していただいたご意見について、その概要とご意見に対する市の考え方等を公表

和歌山市水道ビジョン2024

発行日 令和6年3月
発行・編集 和歌山市企業局 水道工務部 水道企画課
住 所 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
電話番号 073-435-1127
E - M a i l suidokikaku@city.wakayama.lg.jp